

第5 安心して将来に希望を持って働くことのできる 環境整備

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して将来に希望を持って働くことができるようにワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の実現、人材不足分野や地域における人材確保、労働者が安全で健康に働くことができる労働環境の整備などを推進する。

1 働き方改革の実現

66億円(61億円)

(1)「朝型」の働き方など過重労働解消に向けた取組の推進【一部新規】

12億円(7.7億円)

「朝型」の働き方の推進など長時間労働抑制や年次有給休暇取得促進策を進める。

また、過労死等に関する調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

(2)労働時間法制の見直し【一部新規】

21百万円(14百万円)

労働時間法制について、働き過ぎ防止のための取組強化や、時間ではなく成果で評価される制度への改革等を、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で所要の法的措置を講ずる。

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進【一部新規】(一部再掲・69ページ参照)

22億円(18億円)

企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取組に対する支援を拡充する。

また、良質なテレワークの普及に向け、モデル実証事業の実施、企業支援の拡充を図るとともに事業主団体への支援に取り組む。

さらに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

(4)「多様な正社員」の普及・拡大(再掲・33ページ参照)

5.9億円(6.6億円)

(5)持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備等【一部新規】

29億円(33億円)

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、最低

賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援の充実を図る。

あわせて、最低賃金について幅広い周知啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(参考)【平成 26 年度補正予算案】

○ 最低賃金の引上げに向けた中小企業等への支援 14億円

最低賃金引上げの環境整備を早期に行うため、業務改善をして事業場内の最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対し、引上げ人数に応じて、業務改善経費を助成する。

(6) 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の円滑な施行
【新規】(再掲・34ページ参照) 1.7億円

2 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

452億円(242億円)

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けて、産業政策等と一体となった地域の自発的な雇用創造への取組を支援する。

(1) 「地域しごと創生プラン(仮称)」の推進【一部新規】(一部再掲・34ページ参照) 94億円(36億円)

人口減少等に伴う雇用課題に対応するため、地方自治体が創意工夫を活かして行う地域資源を活用した雇用機会の創出と必要な人材の育成・確保を図る取組等を「実践型地域雇用創造事業」の拡充等により支援する。

また、地域経済に必要な人材を大都市圏から各地方へ呼び込むため、大都市圏における地方就職希望者の掘り起こしと、ハローワークのネットワークを活用した地方求人へのマッチングなど、人材還流を促す総合的な取組を行う。さらに、地域の人材ニーズを踏まえ、国と県の一体的計画に基づき、公的職業訓練の枠組みでは対応できない新たな人材育成プログラムの開発・実施に係る支援を行うとともに、産学官による地域コンソーシアム(協働作業体)を構築し、就職可能性をより高める民間訓練カリキュラムを開発・検証する事業の拡充等を行う。

(参考)「平成 26 年度補正予算案」

○「地域しごと支援事業」の推進

【26 年度補正予算 地域住民生活等緊急支援のための交付金(仮称)[地方創生先行型] 1,700 億円の内数(内閣府計上)】

地域経済を支える人材を確保するため、仕事や生活等の情報を一元的に収集・提供し、大都市圏から地方への人材還流を促進する「地域しごと支援センター(仮称)」を整備するとともに、各地域における魅力ある仕事作りとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の取組を支援する。

(2) 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進 359億円(206億円)

①雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進 112億円(77億円)

人材不足が懸念される分野ごとの特性を踏まえ、各種の雇用管理制度の有効性やノウハウ等の把握、事業主に対する雇用管理制度の導入支援等を行う雇用管理改善促進事業を実施し、人材不足分野における「魅力ある職場づくり」を推進する。

また、雇用管理改善につながる制度を導入し適切に実施する事業主を支援する中小企業労働環境向上助成金・建設労働者確保育成助成金について、中小企業以外への適用拡大や助成対象メニューを拡充(中小企業労働環境向上助成金は、職場定着支援助成金(仮称)に名称変更)するなど、事業主自身の「魅力ある職場づくり」を支援することにより、労働者の応募と職場定着を促進し、人材不足の解消を図る。

②潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化 16億円(15億円)

福祉分野(介護・医療・保育職種)の人材確保に向け、関係機関との連携を強化し、求人充足に向けた支援を推進する。

また、建設分野において、ハローワークにおける未充足求人へのフォローアップの徹底等を内容とする「建設人材確保プロジェクト」を推進する。

③ものづくり分野における人材確保・育成支援対策の推進【一部新規】(一部再掲・32ページ参照) 159億円(70億円)

製造業等において、技能継承及び中核人材の確保・養成を緊急に進めるため、フリーター等も含め若者へのものづくりマイスター等による魅力発信を強化する等の取組を総合的に進める「ものづくり人材確保・育成集中プロジェクト」を実施する。

④人手不足分野における公共職業訓練等の拡充【一部新規】(一部再掲・30ページ参照) 71億円(43億円)

建設、保育、介護等の人手不足分野での再就職支援を強化するため、離職者を対象とした公共職業訓練を拡充する。あわせて、建設業等における認定職業訓練制度の

拡充や業界団体等と連携した人材育成事業を推進する。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

110億円(106億円)

(1)労働安全衛生対策の推進

92億円(88億円)

①改正労働安全衛生法の円滑な施行【一部新規】(一部再掲・69ページ参照)

44億円(40億円)

ストレスチェック制度の創設に向けて、周知や研修を実施するとともに、相談体制の充実・強化を図るなど、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するための「こころの元気応援プラン」を実行する。

また、職場における受動喫煙防止対策の推進や外国に立地する検査検定機関の登録制度の厳格な運用のための対応など、改正労働安全衛生法の円滑な施行に向けた取組を進める。

さらに、化学物質のリスクアセスメントについても、その義務化に向け、中小企業が実施しやすい環境整備のため、支援措置の充実強化を図る。

②第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進

48億円(48億円)

建設業、社会福祉施設をはじめとして各業種の特性に応じた労働災害の防止対策を実施するとともに、化学物質のリスク評価などにより、職場における化学物質管理対策を推進する。

(2)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】

1.2億円(1.4億円)

パワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運を醸成するための周知・広報を引き続き実施するとともに、広報媒体・広報対象者の範囲の拡大や広報内容の充実を図る。

労使によるパワーハラスメント対策をさらに推進するため、労使の取組の着手・定着化に向けた効果的な支援の充実を図る。

(3)労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上

17億円(16億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業の発生防止を含む一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の利用促進等により、労働保険料の収納率の向上を図る。

(4)長期療養が必要な労働者の復職等支援【一部新規】(一部再掲・72ページ参照)
67百万円(12百万円)

長期にわたって治療等が必要な疾病を抱えた労働者の復職支援を行い、治療を行いながら就労を継続するためのモデル事業を実施する。

※労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,818億円(8,862億円)を計上。